

歯科矯正相談料 1・2 について

学校歯科健診で不正咬合の疑いがあると判断され、歯科医療機関を受診した患者に対して、歯科矯正治療の保険適用の可否を判断するために必要な検査・診断等を行った場合に算定する。

1 歯科矯正相談料 1 420 点 ※ 要施設基準

(歯科矯正診断料または顎口腔機能診断料の 施設基準がある 医療機関)

2 歯科矯正相談料 2 420 点

(歯科矯正診断料または顎口腔機能診断料の 施設基準がない 医療機関)

～ 算定に当たり注意すること ～

次ページからの日本矯正歯科学会・日本小児歯科学会作成

【歯科矯正相談料の基本的な考え方】を熟読し

1 疾患名

2 対象

3 対応の手順

4 医療面接および必要な検査

5 診断

上記 1～5 に準じて診断を行い、最終ページの学校歯科健康診断に伴う歯科矯正相談における結果報告書(説明書)を作成し 1 部を患者に提供し 1 部を診療録《カルテ》にて添付すること

◎ 歯科矯正相談料 1・2 は年度に 1 回に限りの算定

◎ X線撮影は相談料と別に算定可

歯科矯正相談料の算定にあたり X線撮影を行った場合は歯科矯正相談料算定日から 3 月以内は歯科矯正診断を行う為の X線撮影は不可
歯科矯正セファログラムは歯科矯正診断料または顎口腔機能診断料の届出医療機関のみ算定可

◎ 歯科矯正相談料算定日において、歯科疾患が発見された場合には治療算定が可能

◎ 学校健康診断の実施日、結果、学校名を《カルテ》に記載
または学校健康診断の結果の写しを《カルテ》に添付

【歯科矯正相談料の基本的な考え方】

令和 7 年 6 月 16 日
日本矯正歯科学会・日本小児歯科学会

令和 6 年度診療報酬改定において、学校保健安全法第 13 条の第 1 項に規定する健康診断(以下「学校歯科健康診断」)の結果により、療養の給付が必要とされる者に対する「※歯科矯正相談料」が新設された。これまで、学校歯科健康診断で精密検査が必要と判断されたにもかかわらず、保険診療においては初回の相談さえ受けられない状況であったが、歯科矯正相談料が位置づけられたことで、第 13 部に掲げる矯正の適応の可否等について、施設基準の届出の有無によらず、歯科矯正に関する専門的な知識を持ち合わせていれば、保険診療において相談や診断を行う事が可能となった。

なお、学校歯科健康診断の結果により、保険医療機関を受診する子どもや保護者の不安は計り知れないため、歯科矯正相談料に係る相談や診断に際しては、どの保険医療機関においても、患者に対する不安を助長させないような適切な相談や診断が行える質の担保が必要である。

このため、学校歯科健診の結果に応じて適切な相談や診断を行い、また、必要に応じて、さらに専門的な医療機関での相談が円滑に行えるよう、相談から診断に至るまでの手順や患者に提供する結果報告書の様式等について基本的な考え方を取りまとめたので、この基本的な考え方に基づいて、適切に運用していただきたい。

※留意事項通知

(3) 歯科矯正相談料は、学校保健安全法第 13 条第 1 項に規定する健康診断の結果より、別に厚生労働大臣が定める疾患に起因した咬合異常、3 歯以上の永久歯萌出不全に起因した咬合異常又は顎離断等の手術を必要とする顎変形症が疑われる患者の口腔状態、顎骨の形態等について、歯科エックス線画像、口腔内写真、顔面写真等の撮影、スタディモデルの製作等を行い、これらの分析や評価を行った上で、患者又はその家族等に対して、その内容について説明し、文書により提供した場合に算定する。

1 疾患名について

歯科矯正相談料における病名は、「歯科点数表の解釈第 13 部に掲げる歯科矯正の適応となる咬合異常(疑いを含む。)」又は「顎変形症の疑い」とする。なお、咬合異常に関しては、「叢生」、「開咬」、「交叉咬合」、「反対咬合」、「過蓋咬合」、「上顎前突症」、「下顎前突症」、「上顎後退」、「下顎後退」等の具体的かつ詳細な病名とすること。

2 対象

学校歯科健康診断の「歯列・咬合」検査において「歯列・咬合」を指摘され、「健康診断の結果のお知らせ」を持参した児童・生徒とする。

なお、学校歯科健康診断では、2 ページに示す「歯列・咬合」の検査基準が定められている。就学前の 3 歳児健診幼児の検査基準については日本小児歯科学会の 3 歳児歯科健康診断における不正咬合の判定基準の提言がある。

3 対応の手順

対象となる「健康診断結果のお知らせ」を持参した児童・生徒が受診された場合には、3 ページ以降の各ステップを確認して対応する。

学校歯科健康診断で「歯列・咬合」を指摘され、「歯科健康診断結果のお知らせ」を持参した児童・生徒に対する対応

初 診

「歯科健康診断結果のお知らせ」から、健康診断の実施日または通知日、結果、学校名を診療録に記載するか、「歯科健康診断結果のお知らせ」を複写して診療録に添付する。



医療面接および検査

- ・ 医療面接
（別に厚生労働大臣が定める疾患の有無・家族歴・口腔習癖等）
- ・ 必要に応じて顔貌写真
- ・ 必要に応じて口腔内写真
- ・ 必要に応じてエックス線撮影（パノラマ・セファロ）、歯列模型等



下記に該当するかどうかを診断する

- ・ 別に厚生労働大臣が定める疾患に起因した咬合異常
- ・ 3歯以上の永久歯萌出不全（前歯及び小臼歯の永久歯のうち3歯以上の萌出不全がある場合に限る。）に起因した咬合異常（埋伏歯開窓術を必要とするものに限る。）
- ・ 顎変形症（顎離断等の手術を必要とするものに限る。）



歯科矯正の保険適用の可否の判断



結果を「学校歯科健康診断に伴う歯科矯正相談における結果報告書（説明書）」に記載して提供する。
文書の複写を取り、要点をカルテに記載する。

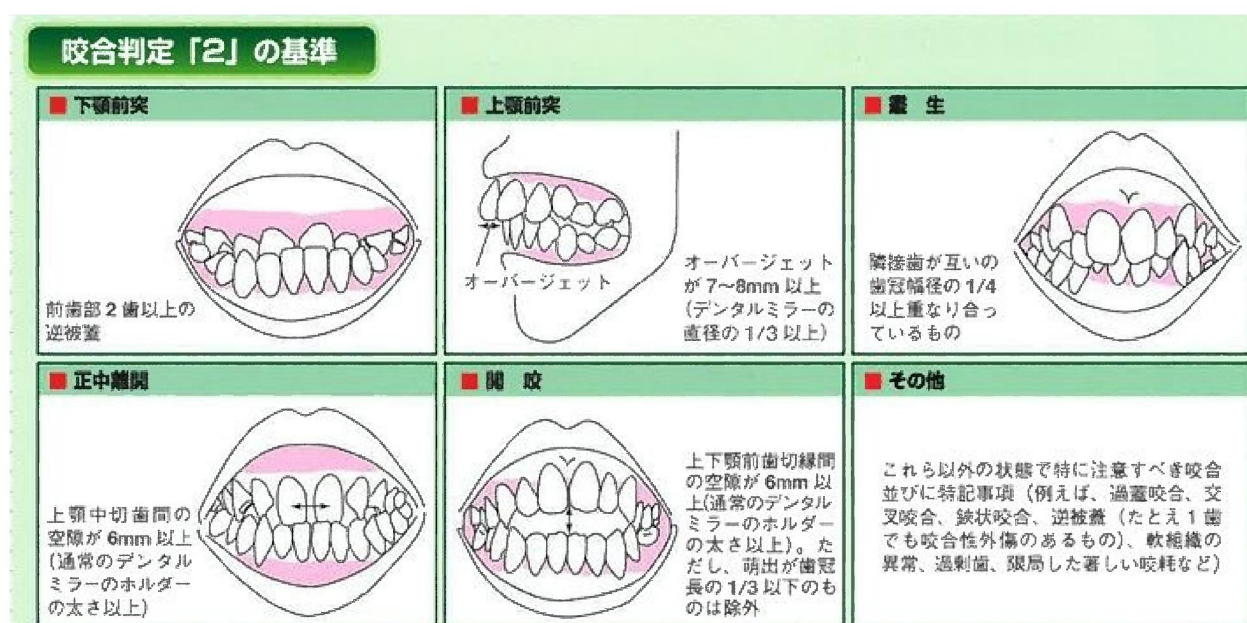
4 医療面接および必要な検査

(1) 学校歯科健康診断結果(健康診断結果のお知らせ)について

学校歯科健康診断結果(健康診断結果のお知らせ)は、診療録に健康診断の実施日、結果、学校名を記載するか、複写してカルテに添付する。

<参考> 学校歯科健康診断の基準

- ① 下顎前突: 前歯部2歯以上の逆被蓋
- ② 上顎前突: オーバージェット 7～8 mm 以上(通常のデンタルミラーの直径の 1/3 以上)
- ③ 叢生: 隣接歯が互いの歯冠幅径の 1/4 以上重なりあっているもの
- ④ 正中離開: 上顎中切歯間の空隙が 6 mm 以上(通常デンタルミラーのホルダーの太さ以上)
- ⑤ 開咬: 上下顎前歯間に垂直的に 6 mm 以上の空隙があるもの(通常デンタルミラーのホルダーの太さ以上)
- ⑥ その他



<参考> 3歳児歯科健康診査における不正咬合の判定基準

(日本小児歯科学会からの提言、2015年7月)

- ① 反対咬合 : 前歯部の連続した3歯以上の逆被蓋
3歯未満の前歯部の逆被蓋は前歯部交叉咬合とする
- ② 上顎前突 : オーバージェット 4 mm 以上
- ③ 過蓋咬合 : オーバーバイト 4 mm 以上(下顎前歯が上顎前歯に覆われて見えない)
- ④ 開咬 : 上下前歯切縁間垂直的に僅かでも空隙のある者
- ⑤ 叢生 : 隣接歯が少しでも重なり合っている者
- ⑥ 交叉咬合 : 左右どちらかでもある者

(2)医療面接

① 既往歴

厚生労働大臣が定める疾患を有していないか、患者本人・保護者(引率者)に確認。

② 上顎前突、下顎前突の一部には遺伝性要因がある

父母、兄弟、祖父母、叔父叔母、いとこなどに同じような歯列・咬合の不正があるか、顔つきが似ている血縁者に歯列・咬合の不正があるかを確認。

③ 習癖、睡眠時の姿勢

おしゃぶりの使用、吸指癖、咬唇癖、舌癖の既往の有無などの口腔習癖を確認。

睡眠時の姿勢、態癖、姿勢の不良などは歯列に影響を与えている場合がある。

(3)顔面・口腔内所見

・必要に応じて顔面写真を撮影して、左右の対称性、上下顎の変形がないか確認する。特に側面は、正常か凸型(上顎が出ている)、凹型(下顎が出ている)か判断する。



・必要に応じて口腔内写真を撮影して、歯列咬合【叢生、反対咬合(受け口)、上顎前突(出っ歯)、開咬(上下の前歯が開いている)、その他(過蓋咬合、臼歯部交叉咬合)】等の異常を確認。



(4) その他(パノラマエックス線、セファロ、歯列模型)

必要に応じてエックス線画像を撮影し、または印象採得を行い説明する。

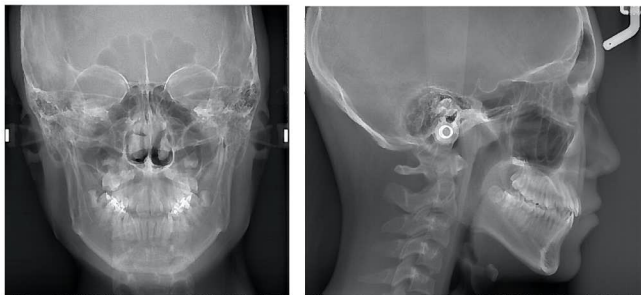
① パノラマエックス線画像

必要に応じてパノラマ撮影を行って歯数の確認、歯列・顎の変形や病変を確認する。



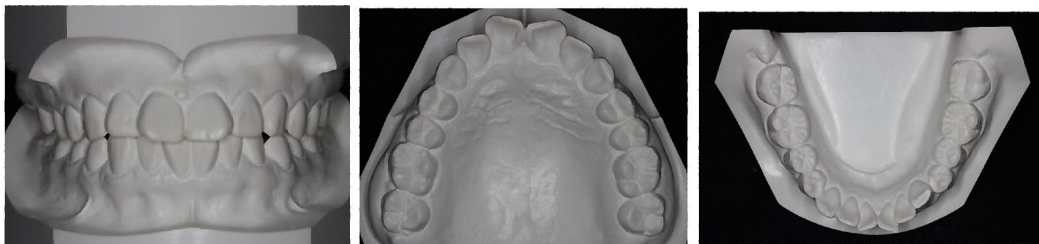
② 正面・側面頭部エックス線規格写真(セファロ) (※歯科矯正相談料1算定の場合のみ)

必要に応じてセファロを撮影し、骨格的な特徴を評価する。



③ 歯列模型 (スタディモデル)

スタディモデルは所要時間と患者本人の負担も大きいので、必要に応じて製作する。



5 診断

医療面接や口腔内診察、口腔内写真、顔面写真、エックス線写真等を用いて現時点での判断を行い、矯正歯科治療の必要性和保険適用の可否を診断し、説明する。現時点での保険適用の可否を本人および保護者（引率者）に伝えることが第一の目的で、保険適用を受けるためには以下の条件を満たす必要がある。

- ◎ 別に厚生労働大臣が定める疾患に起因した咬合異常
- ◎ 3 歯以上の永久歯萌出不全（前歯及び小臼歯の永久歯のうち 3 歯以上の萌出不全がある場合に限る。）に起因した咬合異常（埋伏歯開窓術を必要とするものに限る。）
- ◎ 顎変形症（顎離断等の手術を必要とするものに限る。）

なお、咬合異常が生活習慣、口腔習癖、睡眠時の姿勢などが要因となっている可能性がある症例では、改善すべきことを助言する。口腔機能発達不全症に起因する場合には希望により口腔機能管理を患者さんの同意を得て開始する。

6 学校歯科健診に伴う歯科矯正相談における結果報告書

患者またはその家族等に説明し、別紙の提供文書「学校歯科健診に伴う歯科矯正相談における結果報告書（別添資料）」に必要事項を記載して渡すとともに、提供文書は複写して診療録に添付する。

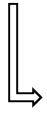
【参考文献】

- 1) 粥川 浩. レントゲン, セファログラムによる日本人の顎態研究, I ダウنز分析法による検討. 日矯歯誌. 1954;13(1):6-17.
- 2) 飯塚哲夫. 頭部 X 線規格写真による症例分析法の基準値について-日本人成人男女正常咬合群-. 日矯歯誌. 1957;16(1):4-12.
- 3) 飯塚 哲夫. 頭部 X 線規格写真法による日本人小児の顔の成長に関する研究. 口腔病会誌. 1958;25(3):260-272.
- 4) 坂本敏彦, 三浦不二夫, 飯塚哲夫. 頭部エックス線規格写真法による日本人顔面頭蓋の成長に関する研究—実測長分析, 成長率分析, 実測長百分率分析成績—. 口腔病会誌. 1963;30(3):169-182.
- 5) 山内 積, 石原勝利, 白土祥樹, 佐藤亨至, 三谷英夫. 最近の日本人正常咬合者の顎顔面形態について. 日矯歯誌. 1995;54(2):93-101.
- 6) 日本小児歯科学会. 日本人小児の頭部 X 線規格写真基準値に関する研究. 小児歯誌. 1995;33(4):659-696.
- 7) 日本小児歯科学会. 日本人の乳歯歯冠並びに乳歯列弓の大きさ, 乳歯列咬合状態に関する調査研究. 小児歯誌. 1993;31(3):375-388.

次ページの様式をコピーして使用してください

学校歯科健康診断に伴う歯科矯正相談における結果報告書（説明書）

年 月 日

患者氏名			
検査日	年 月 日	年齢・性別	歳 か月 男・女
学校歯科健診の実施日または通知日	年 月 日	学校名	
ヘルマンの歯齢	☐ ⅠA:乳歯未萌出期 ☐ ⅠC:乳歯萌出開始期 ☐ ⅡA:乳歯萌出完了期 ☐ ⅡC:第一大臼歯、前歯萌出開始期 ☐ ⅢA:第一大臼歯、前歯萌出完了期 ☐ ⅢB:側方歯群交換期 ☐ ⅢC:第二大臼歯萌出開始期 ☐ ⅣA:第二大臼歯萌出完了期 ☐ ⅣC: 第三大臼歯萌出開始期 ☐ ⅤA:第三大臼歯萌出完了期		
検査項目および所見（実施した項目および該当する項目は✓または○で囲んでいます）	エックス線写真	☐ デンタル	☐ パノラマ ☐ セファロ
	写 真	☐ 口腔内	☐ 顔面
	顔面（正面）	☐ 左右対称	☐ 左右非対称
	顔面（側面）	☐ 正常 ☐ 凸型（上顎が出ている） ☐ 凹型（下顎が出ている）	
	歯型の模型	☐ あり ☐ なし	
	かみ合わせの異常	☐ あり ☐ なし（経過観察を含む）  ☐ 反対咬合(受け口) ☐ 上顎前突(出っ歯) ☐ 開咬(上下の前歯が開いている) ☐ その他（ ）	
	歯並びの異常	☐ あり ☐ なし（経過観察を含む）  ☐ 叢生 ☐ その他（ ）	
	永久歯の先天欠如	☐ あり ☐ なし ☐ 不明  ☐ 前歯 ☐ 小臼歯 ☐ 大臼歯	
	萌出に問題のある永久歯	☐ あり ☐ なし  ☐ 前歯 ☐ 小臼歯 ☐ 大臼歯	
	口の機能の問題	☐ あり ☐ なし  ☐ 口の習癖 ☐ 咀嚼 ☐ 嚥下 ☐ 発音 ☐ 呼吸 ☐ その他（ ）	
保険診療の対象となる疾患	☐ あり・疑いあり(疾患名：) ※ ☐ なし ※ ☒ なしの場合でも、精密検査を行っていないため確定診断ではありません。		
結果	☐ 上記項目で「 ☒ あり・疑いあり」の場合は、保険適用の可能性がありますので、施設基準を取得している専門医療機関をご紹介します。 （紹介医療機関名： ） ☐ 今後、矯正治療が必要になる可能性があります。なお、現時点では保険適用ではありませんので、自費診療になります。		

※上記は 年 月時点での診断結果です。今後、お子様の成長や発育に伴って、将来的に歯並びやかみ合わせ等が変わり矯正治療が必要になる場合があります、この場合は、再度精密な検査・診断が必要になります。

保険医療機関名（担当歯科医師）： （ ）